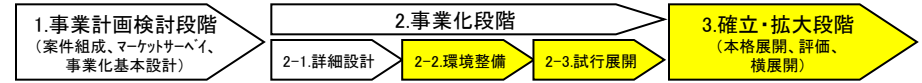


# 【個別施策・制度概要】



対応策の方向性

4 資金・金融面の課題の解決支援

支援ツール

⑩国際金融等業務 <1> 投資金融

支援対象

日本の法人等が出資する開発途上地域の現地法人  
国内にある企業への直接融資も実施(中堅・中小企業の場合に限る)

問い合わせ先

日本政策金融公庫 国際協力銀行(JBIC)  
TEL: 03(5218)3062(コーポレートファイナンス部)及び  
06(6311)2520(西日本国際営業部・主に京阪神地区以西の企業)  
参考URL: <http://www.jbic.go.jp/ja/finance/investment/index.html>

支援条件

- ・日本の法人等が出資する開発途上地域の現地法人であること。

<融資条件>

- ・融資期間は原則として、投下資本の回収期間等を勘案して決められる。
- ・最長期限は設けておらず、据置期間の設定を含め事業の収益性に応じた柔軟な返済スケジュールの設定が可能である。(通常1年を超え10年程度)
- ・原則として、民間金融機関との協調融資を行う。

支援概要

- ・日本企業の海外における生産拠点の設立・増設や資源開発など、海外での事業展開に必要な長期資金を対象とする融資
- ・海外投資に関する契約金額の範囲内で、当該投資に充てるために必要な資金もしくは海外において行う事業に必要な長期資金を対象とする。
- ・融資は、資金需要が発生した時期に資金交付される。
- ・円以外の通貨(原則、米ドル、ユーロ)による貸付も可能。

具体事例

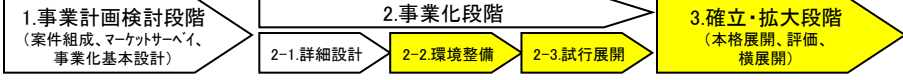
【タンザニア・マラリア防疫用蚊帳製造・販売プロジェクト】

- ・日本の独自技術により殺虫効果が長期間持続する蚊帳を日本の企業と現地企業との合弁により製造・販売するもの。
- ・アフリカの経済発展のためには、マラリアの撲滅が重要課題であるところ、JBICは、上記プロジェクトの生産設備増設のための融資を通じ、アフリカの経済発展に重要な役割を果たす日本企業の海外進出を支援し、日本の産業の国際競争力の維持・向上、裾野産業育成等に貢献している。

# 【個別施策・制度概要】

対応策の方向性	4 資金・金融面の課題の解決支援	
支援ツール	⑩国際金融等業務 <2>輸出金融	
支援対象	日本からの設備等の輸入、技術の受入を行う外国の輸入者または外国金融機関	
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国際協力銀行(JBIC) TEL: 03(5218)3058(アジア大洋州ファイナンス部)、03(5218)3059(欧阿中東ファイナンス部)及び 03(5218)3060(米州ファイナンス部) 参考URL: <a href="http://www.jbic.go.jp/ja/finance/export/index.html">http://www.jbic.go.jp/ja/finance/export/index.html</a>	
支援条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・OECD公的輸出信用アレンジメントに基づき決定する。</li><li>・原則として、融資金額は、輸出契約金額、技術提供契約金額の範囲内で、頭金部分を除いた金額。</li><li>・ローカル・コストは、原則、融資対象に含めることは出来ないが、契約金額の30%の範囲内で融資対象に含めることは可能。</li><li>・原則として、民間金融機関との協調融資を行う。</li></ul>	
支援概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・日本国内で生産された設備等(航空機、船舶及び車両を含む設備並びにその部分品および付属品)の開発途上地域への輸出、または日本から開発途上地域への技術の提供(調査、設計、監理等コンサルティング、海外土木建設工事)に必要な資金を対象とする。</li><li>・バイヤーズ・クレジット(B/C)、バンクローン(B/L)は、外国の輸入者または金融機関に対して、日本からの設備等の輸入、技術の受入に必要な資金を直接融資する。(融資先が輸入者の場合をバイヤーズ・クレジット、金融機関の場合をバンクローンと呼ぶ)。</li></ul>	
具体事例	<p>【アンゴラ・紡織設備輸出】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・アンゴラは27年にわたり続いた内戦からの戦後復興を進めており、製品の大半を輸入に頼る繊維産業の復興が重要政策の一つに位置づけられている。かかる中、JBICは繊維産業の育成に必要なとなる紡織設備等を日本企業が輸出するための資金を融資した。</li></ul>	

# 【個別施策・制度概要】

対応策の方向性	4 資金・金融面の課題の解決支援	
支援ツール	⑩国際金融等業務 <3> 事業開発等金融	
支援対象	開発途上地域における政府等、外国金融機関等若しくは国際機関等（個別審査）	
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国際協力銀行（JBIC） TEL:03(5218)3058(アジア大洋州ファイナンス部)、03(5218)3059(欧阿中東ファイナンス部)及び 03(5218)3060(米州ファイナンス部) 参考URL: <a href="http://www.jbic.go.jp/ja/finance/untied-loan/index.html">http://www.jbic.go.jp/ja/finance/untied-loan/index.html</a>	
支援条件	・個別審査により融資の可否を決定。 ・原則として、民間金融機関との協調融資を行う。	
支援概要	・開発途上国等による事業及び当該国の輸入に必要な資金、もしくは当該国の国際収支の均衡もしくは通貨の安定を図るために必要な資金を対象とする。 ・事業開発等金融は、日本からの資機材の調達を条件としない(アンタイトローン)。 ・開発途上国のインフラ整備等を通じて、現地での日系企業の事業活動の環境整備等に活用するべく、事業開発等金融による資金は、以下の目的で用いられる。 (1) 日本との貿易・投資関係の維持・拡大 (2) 日本のエネルギー・鉱物資源の安定的確保 (3) 日本企業の事業活動の促進 (4) 高い地球環境保全効果を有する案件の融資 (5) 国際金融秩序の維持等に繋がるプロジェクトへの融資など	
具体事例	・JBICは開発途上国・地域向け事業開発等金融として、インド・フィリピン・マレーシア・タイといったアジア諸国の地場金融機関やアフリカ地域の国際金融機関に対してクレジットラインを設定している。 参考URL: <a href="http://www.jbic.go.jp/ja/finance/bank-loan/development/index.html">http://www.jbic.go.jp/ja/finance/bank-loan/development/index.html</a> ・主な融資対象(転貸)先は、各ローンにより異なるものの、一定の要件を満たす現地の地場企業ならびに合弁企業等となっている。	